

23-J 作業主任者の職務標識

●W400×H500mm ●クリーンエコボード製

足場の組立て等 作業主任者の職務
1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
4. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

土止め支保工 作業主任者の職務
1. 作業の方法を決定し、作業を指揮すること。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

地山の掘削 作業主任者の職務
1. 作業の方法を決定し、作業を指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

型枠支保工の組立て等 作業主任者の職務
1. 作業の方法を決定し、作業を指揮すること。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業中、安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

第1種酸素欠乏危険 作業主任者の職務
1. 作業に使用する酸素の濃度の測定を指示し、測定結果を記録すること。
2. 測定結果に基づき、作業を中止するかどうかの判断を行うこと。
3. 必要に応じて、作業現場から避難させること。

第2種酸素欠乏危険 作業主任者の職務
1. 作業に使用する酸素の濃度の測定を指示し、測定結果を記録すること。
2. 測定結果に基づき、作業を中止するかどうかの判断を行うこと。
3. 必要に応じて、作業現場から避難させること。

採石のための掘削 作業主任者の職務
1. 作業の方法を決定し、作業を指揮すること。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。
4. 作業の進捗状況を監視すること。

木材加工用機械 作業主任者の職務
1. 木材加工用機械を取り扱う作業を、指揮すること。
2. 木材加工用機械及びその安全装置を点検すること。
3. 木材加工用機械及びその安全装置に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

乾燥設備 作業主任者の職務
1. 乾燥設備の点検を行うこと。
2. 乾燥設備の運転を指示すること。
3. 乾燥設備の運転中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

第1種圧力容器取扱 作業主任者の職務
1. 圧力容器の点検を行うこと。
2. 圧力容器の運転を指示すること。
3. 圧力容器の運転中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

ガス溶接作業主任者の職務
【ガス集合装置を用いる場合】
1. ガス集合装置の点検を行うこと。
2. ガス集合装置の運転を指示すること。
3. ガス集合装置の運転中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

ガス溶接作業主任者の職務
【アセチレン溶接機を用いる場合】
1. アセチレン溶接機の点検を行うこと。
2. アセチレン溶接機の運転を指示すること。
3. アセチレン溶接機の運転中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

はい 作業主任者の職務
1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業現場の安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。
4. 作業の進捗状況を監視すること。

ボイラー据付工事 作業主任者の職務
1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

プレス機械 作業主任者の職務
1. プレス機械及びその安全装置を点検すること。
2. プレス機械の運転を指示すること。
3. プレス機械の運転中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

ボイラー取扱 作業主任者の職務
1. ボイラーの点検を行うこと。
2. ボイラーの運転を指示すること。
3. ボイラーの運転中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

船内荷役 作業主任者の職務
1. 作業の方法を決定し、作業を指揮すること。
2. 通行設備、荷役設備、保護具並びに労働者の配置を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 船内の作業中、安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

鉛 作業主任者の職務
1. 作業に使用する鉛の濃度の測定を指示し、測定結果を記録すること。
2. 測定結果に基づき、作業を中止するかどうかの判断を行うこと。
3. 必要に応じて、作業現場から避難させること。

特定化学物質等 作業主任者の職務
1. 作業に使用する化学物質の特性及び危険性について、作業員に説明すること。
2. 作業の方法を決定し、作業を指揮すること。
3. 作業現場の安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。
4. 作業の進捗状況を監視すること。

エックス線 作業主任者の職務
1. エックス線の点検を行うこと。
2. エックス線の運転を指示すること。
3. エックス線の運転中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

玉掛技能資格者の職務
1. 玉掛の点検を行うこと。
2. 玉掛の運転を指示すること。
3. 玉掛の運転中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

有機溶剤 作業主任者の職務
1. 作業に使用する有機溶剤の特性及び危険性について、作業員に説明すること。
2. 作業の方法を決定し、作業を指揮すること。
3. 作業現場の安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。
4. 作業の進捗状況を監視すること。

建築物等の鉄骨の組立て等 作業主任者の職務
1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

林業架線 作業主任者の職務
1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業中、安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

コンクリート破砕器 作業主任者の職務
1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

高圧室内作業主任者の職務
1. 高圧室内作業の点検を行うこと。
2. 高圧室内作業の運転を指示すること。
3. 高圧室内作業の運転中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

コンクリート造の工作物の解体等 作業主任者の職務
1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

木造建築物の組立て等 作業主任者の職務
1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

ガンマ線透過写真 撮影作業主任者の職務
1. ガンマ線の点検を行うこと。
2. ガンマ線の撮影を指示すること。
3. ガンマ線の撮影中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

四アルキル鉛等 作業主任者の職務
1. 作業に使用する四アルキル鉛の濃度の測定を指示し、測定結果を記録すること。
2. 測定結果に基づき、作業を中止するかどうかの判断を行うこと。
3. 必要に応じて、作業現場から避難させること。

ずい道等の掘削等 作業主任者の職務
1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

ずい道等の覆工 作業主任者の職務
1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

グラインダーカッター 作業主任者の職務
1. 作業の点検を行うこと。
2. グラインダーカッターの運転を指示すること。
3. グラインダーカッターの運転中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

高所作業及び墜落危険 作業指揮者の職務
1. 作業の点検を行うこと。
2. 高所作業の指揮を指示すること。
3. 高所作業の指揮中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

車両系建設機械等 運転資格者の職務
1. 車両系建設機械の点検を行うこと。
2. 車両系建設機械の運転を指示すること。
3. 車両系建設機械の運転中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

安全衛生推進者の職務
1. 安全衛生の点検を行うこと。
2. 安全衛生の推進を指示すること。
3. 安全衛生の推進中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

コンクリート橋架設等 作業主任者の職務
1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

鋼橋架設等 作業主任者の職務
1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

フォークリフト 作業指揮者の職務
1. 作業手続及び作業手続ごとの作業の方法を決定し、作業を指揮すること。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護履物の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護履物の使用状況を監視すること。

安全運転管理者の職務
1. 自動車の運行計画を作成すること。
2. 自動車の運行の点検を行うこと。
3. 自動車の運行の指揮を指示すること。
4. 自動車の運行中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。

安全衛生推進者の職務
1. 安全衛生の点検を行うこと。
2. 安全衛生の推進を指示すること。
3. 安全衛生の推進中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

安全衛生推進者の職務
1. 安全衛生の点検を行うこと。
2. 安全衛生の推進を指示すること。
3. 安全衛生の推進中に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、修理を指示すること。
4. 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。